

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年12月5日

**【会社名】** チムニー株式会社

**【英訳名】** CHIMNEY CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 和 泉 學

**【本店の所在の場所】** 東京都墨田区横網一丁目3番20号

**【電話番号】** 03 - 3626 - 2341 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経本部長 吉成章博

**【最寄りの連絡場所】** 東京都墨田区横網一丁目3番20号

**【電話番号】** 03 - 3626 - 2341 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経本部長 吉成章博

**【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集(売出)金額】** 募集金額

ブックビルディング方式による募集	850,000,000円
------------------	--------------

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し	7,900,000,000円
-------------------	----------------

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し	1,322,000,000円
-------------------	----------------

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月9日付をもって提出した有価証券届出書及び平成24年11月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し9,222,000株(引受人の買取引受による売出し7,900,000株・オーバーアロットメントによる売出し1,322,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成24年12月5日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 2 募集の方法

##### 3 募集の条件

##### (2) ブックビルディング方式

##### 4 株式の引受け

##### 5 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

##### (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

##### 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

##### 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)

##### (2) ブックビルディング方式

##### 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

##### 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

##### (2) ブックビルディング方式

##### 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

##### 3. ロックアップについて

##### 4. 親引け先への販売について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 2 【募集の方法】

(訂正前)

平成24年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成24年11月27日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(850円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	280,000	238,000,000	<u>135,732,800</u>
	自己株式の処分	720,000	612,000,000	-
計(総発行株式)		1,000,000	850,000,000	<u>135,732,800</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年11月9日開催の取締役会決議に基づき、平成24年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 仮条件(1,000円～1,050円)の平均価格(1,025円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,025,000,000円となります。
- 6 本募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成24年12月5日に決定された引受価額(945.87円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,000円)で本募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	280,000	238,000,000	132,421,800
	自己株式の処分	720,000	612,000,000	-
計(総発行株式)		1,000,000	850,000,000	132,421,800

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 本募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除及び6、7の番号変更

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	850	未定 (注) 3	100	自 平成24年12月6日(木) 至 平成24年12月11日(火)	未定 (注) 4	平成24年12月13日(木)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,000円以上1,050円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年12月5日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

高い利益率を維持しつつ、安定した出店を行っていること。

防衛省向けビジネス等、新たな分野への進出に積極的に取り組んでいること。

業界環境が厳しいこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,000円から1,050円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(850円)及び平成24年12月5日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成24年11月9日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成24年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する振込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成24年12月14日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成24年11月28日から平成24年12月4日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(850円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
1,000	945.87	850	472,935	100	自 平成24年12月6日(木) 至 平成24年12月11日(火)	1株に つき 1,000	平成24年12月13日(木)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。  
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,000円～1,050円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。  
当該ブックビルディングの状況につきましては、  
申告された総需要株式数は、公開株式数を上回る状況であったこと。  
申告された需要件数が多かったこと。  
申告された需要のうち、機関投資家以外の投資家からの需要が機関投資家からの需要よりも多かったこと。  
以上が特徴でありました。  
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。  
なお、引受価額は945.87円と決定いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,000円)と会社法上の払込金額(850円)及び平成24年12月5日に決定された引受価額(945.87円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は472,935円(増加する資本準備金の額の総額132,421,800円)と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき945.87円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する振込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成24年12月14日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成24年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	1,000,000	-

(注) 上記引受人と発行価格決定日(平成24年12月5日)に元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成24年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき945.87円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき54.13円)の総額は引受人の手取金となります。
計	-	1,000,000	-

(注) 上記引受人と平成24年12月5日に元引受契約を締結いたしました。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
969,520,000	20,000,000	949,520,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸経費の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,000円～1,050円)の平均価格(1.025円)を基礎として算出した見込額であります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
945,870,000	20,000,000	925,870,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸経費の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額949,520千円については、平成25年12月期に、飲食事業における直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資に全額充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額925,870千円については、平成25年12月期に、飲食事業における直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資に全額充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。



## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成24年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	7,900,000	<u>8,097,500,000</u>	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド カーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー 3,852,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー 3,719,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド シージェイピー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー 240,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド シージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー 89,000株
計(総売出株式)	-	7,900,000	<u>8,097,500,000</u>	-

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

- 2 「第1 募集要項」における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、仮条件(1,000円~1,050円)の平均価格(1,025円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 当社は、引受人に対し、取引関係の強化を目的として、麒麟麦酒株式会社及び加藤産業株式会社を当社が指定する販売先（親引け先）として、上記売出数のうち、それぞれ1,000,000株の販売を要請しております。  
引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．親引け先への販売について」をご参照下さい。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への分配に関する規則」にしたがって行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 8 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成24年12月5日に決定された引受価額(945.87円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	7,900,000	7,900,000,000	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド カーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー 3,852,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー 3,719,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド シージェイビー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー 240,000株 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・コーポレート・サービス・リミテッド シージェイビー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー 89,000株
計(総売出株式)	-	7,900,000	7,900,000,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 引受人は、当社の要請に基づき、取引関係の強化を目的として、麒麟麦酒株式会社及び加藤産業株式会社を当社が指定する販売先(親引け先)として、上記売出数のうち、それぞれ1,000,000株の販売を行います。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への分配に関する規則」にしたがって行われる。発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

- 4 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3、4の全文削除及び5、6、7、8の番号変更

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成24年 12月6日(木) 至 平成24年 12月11日(火)	100	未定 (注)2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C日興証券株式会社  東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社S B I証券  東京都千代田区麹町二丁目 4番地1 マネックス証券株式会社	未定 (注)3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成24年12月5日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人及び売出人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

8 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
1,000	945.87	自平成24年 12月6日(木) 至平成24年 12月11日(火)	100	1株に つき 1,000	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C日興証券株式会社  東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社S B I証券  東京都千代田区麹町二丁目 4番地1 マネックス証券株式会社	(注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であり  
ます。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしま  
した。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしま  
した。
- 3 各引受人の引受株数は下記のとおりであり全株引受価額にて、買取引受けを行います。
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 野村證券株式会社        | 5,230,000株 |
| みずほ証券株式会社       | 712,000株   |
| 大和証券株式会社        | 534,000株   |
| S M B C日興証券株式会社 | 534,000株   |
| 水戸証券株式会社        | 267,000株   |
| 岡三証券株式会社        | 267,000株   |
| 株式会社S B I証券     | 178,000株   |
| マネックス証券株式会社     | 178,000株   |
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき54.13  
円)の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人及び売出人と平成24年12月5日に元引受契約を締結いたしました。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等  
の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売  
方針と同様であります。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引  
受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	1,322,000	<u>1,355,050,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,322,000 株
計(総売出株式)	-	1,322,000	<u>1,355,050,000</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,000円~1,050円)の平均価格(1,025円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	1,322,000	<u>1,322,000,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,322,000 株
計(総売出株式)	-	1,322,000	<u>1,322,000,000</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

(注)5の全文削除及び6の番号変更



## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成24年 12月6日(木) 至 平成24年 12月11日(火)	100	未定 (注)1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
1,000	自 平成24年 12月6日(木) 至 平成24年 12月11日(火)	100	1株につき 1,000	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成24年12月5日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるカーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー、カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー、シージェイピー・コインベストメント・ツー・ピー・エル・ピー及びシージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、1,322,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、平成24年12月26日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成24年12月14日から平成24年12月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるカーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー、カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー、シージェイピー・コインベストメント・ツー・ピー・エル・ピー及びシージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、1,322,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、平成24年12月26日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成24年12月14日から平成24年12月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人であるカーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー、カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー、シージェイピー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー及びシージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー、当社株主及び新株予約権者である和泉學、山口実、小林巧、神之門良一、中本弘一、根本博史、吉成章博及び荻野大輔並びに当社新株予約権者である当社従業員13名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成25年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式等の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及び、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）及び新株予約権の行使等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集及び株式分割等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である麒麟麦酒株式会社及び加藤産業株式会社は、主幹事会社に対して、当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（平成25年6月11日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

(訂正後)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人であるカーライル・ジャパン・インターナショナル・パートナーズ・ツー・エル・ピー、カーライル・ジャパン・パートナーズ・ツー・エル・ピー、シージェイピー・コインベストメント・ツー・ビー・エル・ピー及びシージェイピー・コインベストメント・ツー・エー・エル・ピー、当社株主及び新株予約権者である和泉學、山口実、小林巧、神之門良一、中本弘一、根本博史、吉成章博及び荻野大輔並びに当社新株予約権者である当社従業員13名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成25年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式等の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及び、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）及び新株予約権の行使等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集及び株式分割等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である麒麟麦酒株式会社及び加藤産業株式会社は、主幹事会社に対して、当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（平成25年6月11日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

#### 4. 親引け先への販売について

##### 3 販売条件に関する事項

(訂正前)

親引け先への販売価格は、売価格決定日(平成24年12月5日)に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式の売価格と同一となります。

(訂正後)

親引け先への販売価格は、売価格決定日(平成24年12月5日)に決定された「第2 売出要項」における売出株式の売価格(1,000円)と同一であります。